

仕様書

1 件名

地域活性化起業人を活用した多賀城市教育 I C T 推進業務

2 目的

本市では、令和 7 年 3 月に多賀城市学校 I C T 構想計画「多賀城市スマートスクール」を策定し、児童生徒が自ら学び、課題を解決する力を育成するための学習環境を整備し、未来社会で求められる能力を身につけた人材を育成することを目指している。

本業務は、企業派遣型地域活性化起業人制度により、本市が新たに委嘱する地域おこし協力隊隊員（以下「隊員」という。）に対して民間企業の社員が I C T 教育を実施し、隊員が I C T 支援員と連携して、円滑に活動できるよう支援するとともに、本市の I C T 教育を推進するため、高度教育の企画立案等を実施するものである。

これらの取組により、隊員が本市の I C T 支援員と連携し、教職員の I C T 活用能力や指導力向上、児童生徒の情報活用能力向上などが図られることによる教育 D X の実現を目指すとともに、新たな地域教育プログラムの開発や学校教育との連携を強化し、「日本を代表する教育環境」の構築を目指すものである。

3 派遣受け入れ期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで

4 派遣人数

2 名

5 業務内容

- (1) 本市が委嘱する地域おこし協力隊への I C T 教育の実施
- (2) 本市独自の高度教育の企画立案
- (3) 前各号を推進するための財源確保の企画立案及び実行等に関すること

6 実施報告書等の提出

- (1) 派遣元企業は、月ごとに業務の実施状況を、発注者の指定する日までに教育委員会に提出すること。
- (2) 受託者は、教育委員会に対し、定期的に活動報告会を実施すること。

7 その他

(1) 著作権の譲渡等

- ア 本仕様書に示す業務にて作成されるドキュメント類の著作権は、受託者が従前より保有していた等の明確な理由により、事前に書面にて権利譲渡不可能と示したも

の以外、全て市に帰属するものとする。

イ 受託者は、本仕様書に示す業務にて作成されるドキュメント類について、市の承諾を得ずに第三者に譲渡し貸与し、又は使用させてはならない。

ウ 受託者は、本仕様書に示す業務にて作成されるドキュメント類について、市の承諾を得ずに公表してはならない

(2) 暴力団排除措置事項

ア 受注者は、多賀城市が発注する建設工事、建設関連業務及び物品調達等（以下「建設工事等」という。）において、当該契約の履行に当たり暴力団員等による不当要求又は妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察への通報等を行うこと。

イ 受注者は、上記アにより警察への通報等を行った場合には、速やかに教育委員会事務局教育総務課長にその内容を書面により報告すること。

ウ 受注者は、暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、教育委員会事務局教育総務課長と協議を行うこと。

(3) 環境配慮事項

多賀城市は環境マネジメントシステムを運用し地球環境保全に取り組んでいることから、業務の範囲内において環境に配慮した事項を可能な限り実行すること。

(4) 一括再委託の禁止

ア 受注者は業務のうち履行の全部、主要な部分又は契約金額のおおむね2分の1以上に相当する部分を委任し、又は請け負わせることをしてはならない。

イ 業務の一部を再委託しようとする場合には、再委託承諾申出書を発注者に提出し、承諾を得なければならない。

(5) その他

ア 業務上知り得た個人情報その他の管理業務に係る情報を第三者へ漏えいし、又は公表してはならない。業務担当から離れた場合も同様とする。

イ 受託者は、本業務の実施において、民法、刑法、著作権法、不正アクセス行為の禁止等に関する法律、多賀城市個人情報保護条例等の関連する法令、多賀城市情報セキュリティ基本方針等を遵守すること。

ウ 業務上知り得た情報、画像などは、教育委員会に無断で転用してはならない。

エ この仕様に記載がない事項又は疑義が生じた場合は、教育委員会、受託者双方協議のうえ定めるものとする。